

自治導第 156 号
総近第 308 号
滋琵總第 77 号
水資第 52 号
企參第 180 号

琵琶湖総合開発特別措置法第11条第4項の資金 融通についての覚書

琵琶湖総合開発特別措置法第11条第4項の資金融通については、下記のとおり了解し覚書を交換する。

昭和48年11月6日

自治大臣 江崎真澄 印

近畿圏整備長官 金丸信 印

滋賀県知事 野崎欣一郎 印

大阪府知事 黒田了一 印

兵庫県知事 坂井時忠 印

記

第1 琵琶湖総合開発特別措置法第11条第4項の資金融通

琵琶湖総合開発特別措置法第11条第1項各号に掲げる地方公共団体（以下「下流団体」という。）が同法同条第4項に基づいて行う資金の融通については、次のとおりとする。

1. 融資の総額は50億円とし、当該融資は昭和48年度中に滋賀県に対して行うものとする。なお、その対象事業は琵琶湖総合開発計画に基づく事業（水資源開発事業を除く。）とする。

2. それぞれの下流団体が行うこととなる融資の額その他融資の実施に関し必要な事項については、大阪府知事及び兵庫県知事は、それぞれの府県内の下流団体と協議してそのとりまとめを行うものとする。
3. 融通の条件は、(1)利率 年利3.5パーセント (2)償還期限 35年（うち元金据置期間10年） (3)償還方法 元利均等年賦償還とする。
4. 当該融資金の管理運用は、設立予定の財団法人琵琶湖総合開発事業資金管理財団（仮称）において行うものとする。
5. 滋賀県造林公社の昭和48年度以降の植栽に係る事業に要する費用の貸付については、1に定める融資の総額に含まれることとし、昭和47年度以前の植栽に係る保育及び管理に要する経費については、従前どおりの貸付方法によるものとする。

第2 下流団体に対する資金の融通

国は、下流団体が滋賀県に対して融資する経費に充てるため、下流団体に対して、昭和48年度中に次のとおり地方債の発行を認めるものとする。

1. 地方債の総額は50億円とし、その資金内訳は政府資金45億円、縁故資金5億円とする。
2. 政府資金の融通条件は、(1)利率 融通時における資金運用部資金（普通長期資金）の利率 (2)償還期限 20年（うち据置期間3年）とする。